

令和 3年 3月 15日

社会福祉法人 恵心会 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標 1 : 計画期間中に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員 : 育児休業又は子の看護休業の取得を計画期間中に
1人以上取得すること。

女性職員 : 育児休業の取得率を 80%以上にする。

<対策>

- 令和 3年 4月~ 職員へ育児休業制度についての周知

新卒等採用職員及び中途採用職員に対し、法人の就業規則等の研修会を行う

目標 2 : 年次有給休暇の時季指定義務を踏まえ、計画的な休暇取得を促進し、取得日数の水準を上げる。

<対策>

- 令和 3年 4月~ 各部署にて年次有給休暇の計画的な取得に向けて調整を行い実施する
- 令和 3年 10月~ 年次有給休暇について計画的に取得されているか実績を調査し、確認を行う
- 令和 4年 3月~ 年間を通し取得実績の調査を行い、職員へ周知。
次年に向けて更に取得日数の水準を上げられるよう協議を行う

目標 3 : 職場内託児所の継続と事業改善等。

<対策>

- 令和 3年 4月~ 利用対象職員の把握と周知
現状の問題点を把握し改善を図る